

2014年12月25日

各 位

上場会社名 中外製薬株式会社  
コード番号 4519 (東証 第一部)  
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1  
代 表 者 代表取締役会長 永山 治  
問い合わせ先 責任者役職名 広報 I R 部長  
氏 名 内田 誠彦  
電 話 番 号 03(3273)0881

## オキサロール®軟膏に関する特許権侵害訴訟における 第一審勝訴のお知らせ

中外製薬株式会社〔本社：東京都中央区／代表取締役会長 最高経営責任者：永山 治〕（以下、中外製薬）は、尋常性乾癬等角化症治療剤「オキサロール®軟膏 25μg/g」（以下、オキサロール®軟膏）に関し、当社が保有する製法特許（特許第 3310301 号。以下、本件特許）の侵害行為の差し止めを求める訴訟を提起していましたが、本年 12 月 24 日付で東京地方裁判所（民事第 29 部、嶋末和秀裁判長）により、当社の請求を全面的に認める判決が言い渡されたことをご知らせいたします。

中外製薬は、2013 年 2 月 19 日付でオキサロール®軟膏の後発医薬品販売者である岩城製薬株式会社、高田製薬株式会社、株式会社ポーラファルマ、および、これら後発医薬品の原薬等国内管理人である DKSH ジャパン株式会社（以下、4 社）に対し、本件特許の侵害を理由とする特許権侵害行為の差し止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

今般、東京地方裁判所の上記判決とともに、4 社に対し原薬の輸入および販売差し止めの仮処分命令が下される見込みです。

一方、原薬製造会社であるセルビオスファーマ エス アー（以下、セルビオス社）および 4 社が、それぞれ特許庁に対し本件特許の無効審判を請求しています。各特許無効審判の詳細は下記の通りです。

### ● 特許無効審判の経緯について

- i. セルビオス社の 2013 年 5 月 2 日付特許無効審判請求（第 1 次）
  - 2014 年 7 月 25 日に本件審判の請求は成り立たない旨の審決（特許維持の審決）
  - 2014 年 11 月 28 日にセルビオス社が審決取り消しを求め、知的財産高等裁判所に訴訟を提起
- ii. 4 社の 2013 年 12 月 10 日付特許無効審判請求
- iii. セルビオス社の 2014 年 10 月 30 日付特許無効審判請求（第 2 次）

なお、本訴訟及び無効審判請求による中外製薬の業績に与える影響は軽微です。

以上

**【ご参考】**

オキサロール<sup>®</sup>軟膏について

オキサロール<sup>®</sup>軟膏は、中外製薬が創製した活性型ビタミン D<sub>3</sub> 誘導体である「マキサカルシトール」を有効成分とする角化症治療剤で、尋常性乾癬、魚鱗癬群、掌蹠角化症、掌蹠膿疱症の4疾患に効能・効果を有しています。